

第4回伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 会議概要（無記名版）

日 時：平成 28 年 8 月 25 日（木） 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所：伊予市教育委員会 1 階 会議室

出席者：検討委員会委員 14 名、事務局 10 名、委託業者 2 名

1. 開会

- ・ 開会のあいさつ（事務局）
- ・ インターンシップ同席の旨、委員会で承認。
- ・ 委員長あいさつ（委員長）

2. 議題

（1）建設工期の変更について

- ・ 建設工期の変更について事務局より説明をお願いしたい。（委員長）
- ・ 都市住宅課の担当者よりご説明させていただく。（事務局）
- ・ 図書館、地域交流センターの施設完成時期につきまして変更が生じたためご報告させていただく。本施設完成時期は平成 30 年の 11 月ごろを予定していたが、実施設計が完了し、詳細な工程が出たところ、施設完成が 31 年の 5 月末と分かり、供用開始が 31 年度の 7 月前後になる見込みである。設計業者と工程の短縮について協議を重ねたが、周辺環境への配慮、進入路や作業範囲の制約、図書館を運営させながらの工事となることなど、さまざまな要因が重なったことから、これ以上期間短縮が難しいと判断した。施設完成が遅くなり、皆さまにはご迷惑をおかけするが、ご理解をお願いしたい。なお、9 月議会には工事費を上程することが決定している。議会終了後に工事業者の選定作業に入る予定。順調に進めば、本年 12 月ごろには工事業者が決定する。業者決定後施設完成に向け、できるだけ速やかに工事を進めていく。皆さまには今後ともご協力を賜りたい。（事務局）
- 工程変更に関して、当委員会には要望を出す場ではないが、何かご質問等があれば。（委員長）
- 工程表の郵便局跡地整備事業について、現在郵便局の前の国道 378 号を早急に工事していただきたいという要望を、伊予市の区長会 49 名全員の署名を上げて要望書を提出したところである。郵便局はまだ行く予定が決まってないと聞いている。候補地も決まってないということであるし、協議にも応じてないのが現状ではないか。この工程表で郵便局について本当にやれるという見通しがあるのか。本当に前を向いて、このとおりにいくのか、再度確認したい。（委員 1）
- 郵便局の構想について先方から候補地提示があり、順次交渉を進めているところである。買収時期が確かに 30 年より多少前後する可能性はあるが、今のところ全く交渉が進んでいないという状況ではない。（事務局）
- 具体的に市民利用が開始されるのが、どの時点になるのか。（委員 2）
- 31 年度の 7 月というご説明であった。周辺整備や業者選定の事後調査があり、それが 32

年度まで食い込むということで、供用開始は平成31年度の7月前後というご説明である。
(委員長)

- 前の計画から何カ月延びたのか。(委員1)
- 8カ月前後である。(事務局)
- 前年の11月から8カ月延びている。(委員長)
- 今まで決めてきたことを8カ月向こうへずらすという考え方か。(委員2)
- 当委員会では、8カ月延びたと考えず、今のスケジュールで進めていきたい。いろんな問題があらためて出てくる中で、その8カ月はありがたい準備期間が延びたと捉えて準備を進めさせていただきたい。(委員長)
- 建築確認申請ということは、許可は下りたのか。(委員1)
- 下りている。(事務局)
- 31年の7月に使えるようになるということで、駐車場がない状態で開館することになるのか。(委員4)
- われわれが要望を出すということになる。ほかの町でも同様の事例はある。まずは空いている土地を駐車場に一時的に使うなどで対応している。中心市街地で作るという選択を検討委員含めて行った段階で、土地が潤沢にあるわけではない状態の中で進むため、すべての建物が同時にオープンするのは難しい。とはいえ開館のときに駐車場がないのは運営上困ることでもあるため、何らかの手だてを行政と共に考えるということになる。(委員長)
- 開館時はオープニングイベントを実施することになる。それに対して1年よりも前にプランを立てる際に、ある程度この時期にはセレモニーイベントを行う、という計画が必要になると考えている。それは29年度中に考えていくのか。(委員3)
- 仰るとおり、31年の7月供用開始とはいえ、受付を1年前と考えれば、30年の7月には受付開始することになる。29年度にプレ事業が始まって、29年度の途中から30年度には開館イベントについて考えていかなければならない。それに伴う部会等も同じくプランを踏まえた検討をしていただきたい。(事務局)
- そのプランをスケジュールに入れ込んで、貸館に出さなくてはならない。29年度の終わりには開館イベントの概略が決まりつつある状態にはしなくてはならない。先ほど委員3からもご質問があったが、8カ月先に延ばすという余裕はないと考えている。(委員長)
- 32年度に図書館解体の調査と記載されているが、記載ミスではないか。(委員1)
- 事後調査は、解体する前の事前調査とは異なり、解体後に周辺に影響がないかということ調査するものである。記載の必要がない項目で分かりづらかったかもしれないが、ご理解いただきたい。(事務局)
- 後始末も含めて、平成32年度にすべてが終わるというお話をしたのは、事後調査も含めた内容になる。当委員会で早くしてくださいという要望を伝えても短縮は難しいため、当委員会は粛々と検討を進めて決定し、余裕ができた時間に関しては、開館イベントや今後の活用策、それから開館前のプレ事業に関して時間とエネルギーを割いていきたい。(委員長)

- 郵便局の用地を取得して、仮に30年の前半でも取得した場合に、整備は済んでいなくとも仮設でも駐車場に充てるなど、配慮をいただきたい。市民に迷惑がかからないような配慮をぜひともお願いしたい。(委員1)
- ありがとうございます。駐車場のことはこれから要望がたくさん出てくると考えている。一つのご意見として、事務局にお伝えをしたい。よろしくお願いたします。(委員長)
- 新聞報道にあった3階建てというのは、駐車場のことか。(委員2)
- メインは2階建てだが、設備等が入る部屋まで建築基準法上、階数に入れないといけない。3階建ては法的な階数であり、あくまで運用するのは2階建てとなる。(事務局)
- 従来と変更なしということか。(委員2)
- 変更はない。(事務局)
- 動力室などもカウントすることになる。我々が考えるのは1階と2階の部分になる。各委員は市民に3階建ての記載について聞かれた際に、お答えいただくことになる。(委員長)
- 1番は30年度の予定になっていたため、新聞報道ではかなり先に延びた印象になってしまうかもしれない。(委員2)
- 平成32年、2020年度事業完了というのは、この事後調査も含めてである。(委員長)
- 多くの市民が30年度とっており、30年度の完成が市民権を得たところである。32年度に完成というふうにとられてしまうことで、聞かれることはあるだろうと思っている。(委員2)
- 各検討委員が一番聞かれる立場になる。平成31年の7月前後に開館ということで、延びるのは8カ月である。1年も延びないということをお願いしたい。その他いろいろ後始末があるので、新聞にはあのように出ている。確かに事業の完了自体は32年度・2020年度になる。ただし市民にとっては、平成31年度の、2019年度の7月に使えるようになる予定である。ぜひこれを伝えていただきたい。(委員長)

(2) 前回の振り返りについて

- ・ 前回の振り返りについて、事務局のほうから何かあれば、お願いしたい。(委員長)
- ・ 前回の振り返りに先立ちまして、前回、委員1から休館日・開館時間について条例で定めているのではないかという質問があり、社会教育施設は規則で定めていると間違った回答をした。規則で定めているのは図書館のみであり、それ以外の公の施設については、休館日・開館時間について条例で定めている。平成15年に地方公共団体の公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、地方自治法が改正された。指定管理者に管理を行わせる施設については、条例で管理の基準を定めることとなっている。管理の基準、すなわち住民が施設を利用するにあたっての基本的な条件、休館日・開館時間・使用制限の要件などは、条例で定めるということになった。今回の施設の管理については、当初は直営での管理を予定し

ているが、将来的には指定管理者の管理も想定した条例とするため、休館日・開館時間等については、条例で定めていきたいと思っている。(事務局)

- ・ 前回の説明について訂正があった。したがいまして、休館日等は条例で定めることになる。そのことについて、今日も議論をしていきたい。シアターワークショップより説明をお願いしたい。(委員長)
- ・ 委託業者川本よりご説明。
- ・ ありがとうございます。今回は各委員からご意見をいただいております、それを今回シアターワークショップでまとめてあらためてご提案をいただいた。まず休館日について、年末年始は29日から休館のご意見が多かったが、28日にしている理由はあるか。(委員長)
- あくまでも特別の事由がある場合に開館できるという基準を追加することによって、催事が入った場合には開館できるということを想定している。そのため28日の休館を残している。(委託業者)
- 了解した。提案に関しては、前回とあまり変わっていないところに、曜日が火曜から水曜になっていること、そして特別な事由がある場合には休館日であっても開館することができるという一文を付け加えるということ、それからメンテナンスのときの臨時休館日を設けるというのが、前回の提案からの変更点になる。各委員からのご意見と違う提案にした最大の理由は、人件費とその他光熱費のコストの問題である。皆さんからご意見をいただきたい。(委員長)
- 今回の資料も規則と記載されているが、規則での規定になるのか。(委員1)
- 施設の利用者に対する使用規則である。(委託業者)
- 条例に基づく使用規則と記載いただきたい。(委員1)
- 承知した。(委託業者)
- 図書館は別として、地域交流機能はほかの公共施設と同じように、休館日は年末年始だけとさせていただきたい。28日にする理由もないと考えている。そして、もう一つは、人件費の問題については、3日前までには休館日に申し込みがなかったら使えないということであれば、3日前の時点で休館にしてもいい。実質的に休館になる。人件費もかからず、冷暖房もいらない。図書館は別だが、申し込みがないのに開けておく必要はない。(委員1)
- 休館日を設けないということは、開館ということになる。誰も使わない場合でも開けておかなくてはいけない。(委員5)
- 条例で決めた場合には、開館日は開けなくてはいけない。もう一つは以前議論をしたことだが、中央がにぎわいのある通路という建築計画になっている。そこにチェーンなどをかけて、真っ暗にする運用でよろしいか。(委員長)
- それで良いと考えている。職員は一人だけで、ほかに施設の使用はいらない。ホールでやるものがなければ、電気も入れる必要性も全くない。使用がなければ、冷暖房のメインスイッチを入れる必要性も全くない。それであれば人件費や施設維持管理費はかからない。ただし施設が使える状態にはしておかなくてはならない。経費は削減していかなければならない

が、最低限度の経費に削減して、開館日は市民がいつでも使えるように、8時半から22時まで。年末の29日から1月3日までが休館、ほかの公共施設と同じにしていきたい。

(委員1)

- ありがとうございます。委託業者から何かあればお願いしたい。(委員長)
- 施設の貸出の話と、それから共用ゾーンの話とで分かれる内容である。開館している場合には、共用ゾーンについてはやはり電気がついていなければならない。そして空調もかけることになると考えている。今回、部屋を全部区切るのではなく、吹き抜けがあり、全体が一体の空間になっている。22時まで開館ということになれば、共用部分については、誰でも使えるように空調、電気、当然人の配置も必要になってくると考えている。(委託業者)
- ありがとうございます。ここは総コストとシフトの問題があり、3日前の段階で動かせるかという問題等もある。ここでこの議論をずっとしていても解決しないため、委員1のご要望はあらためて受け止めて、少し事務局とすり合わせしたい。削減できるコストとできないコストも含め、調整の上、ご検討いただきたい。各委員のご意見をお伺いしたい。(委員長)
- 水曜日休みのところはあまりないと考える。(委員2)
- 先日ご協議いただいた分に月曜の祝日が増えているので、火曜日というご提案を前回お出しした。その後、他の先進地事例で武蔵野プレイスや岡崎リブラの名前が上がり、そちらが水曜日休館であるため水曜日も良いのではないかというご意見をいただいた。それを受けて、水曜日になっている。(委託業者)
- 松山市の施設はおおむね火曜日である。もとは月曜日だったが、ハッピーマンデーになった際、1年かけて火曜日に変更になった。(委員長)
- 火曜日は割と市民権を得ているということで、水曜日休館というのは、伊予市独特になる。(委員2)
- この件ではそうだが、全国的には月曜日休館がやはり多い。(委員長)
- 月曜日を火曜日にした効果や、マイナスの部分をお伺いしたい。(委員6)
- 委託業者からあるか。(委員長)
- ハッピーマンデーにより、本来休館である月曜日をどう扱うかが難しくなった。そのまま休館にするか、もしくは祝日なので開館するか、開館すれば代休が火曜日になる。いつ開館していていつ休館なのか、大変分かりづらくなる。それが火曜日に移した経緯である。(委託業者)
- 比較的休館日の移動が少なくて済む火・水・木を休館として選択する施設が全国的に多い。実際に利用者も火・水・木が少ないと言われている。これは各委員がどうしたいかご意見をいただきたい。月曜日が定着していることから、ハッピーマンデーのことも含めて月曜日が良いということであれば、それで構わない。ハッピーマンデーのことがあるので、火曜日ないし水曜日がという事であれば、それでも良い。委員1のご提案もあるので、まずは図書館のことになるが、決めれば良いことになる。(委員長)
- 例えばお芝居の場合、土日で公演を行うために、それよりも前から入ってくる場合、木・金

あれば良いのかもしれないが、それよりも前の水曜日から準備したいということが難しいのではないかと。休館日であるため、連続して使えるのが4日間だけになってしまう。そういうデメリットがあるのではないかと。(委員7)

→ そうすると、火曜日の方が良いというご意見か。(委員長)

→ 火曜日の方が良い。(委員7)

→ ご意見としては、水曜日にする積極的な理由がないという内容が多いように感じる。(委員長)

→ 連続で使う場合、ワークショップ等でも土日抜いて3日間という利用も考えられる。それを考えると、火曜のほうが使いやすいと思う。それから地域交流施設としての使い方を考えると、公民館・カルチャー的な使い方をしていところはやはり休館日なしの方が良い。年末年始以外は使える部屋が多ければ多いほど、市民にとってはありがたい。(委員2)

→ 先程の委員1と同意見か。(委員長)

→ 妥協案として、ホールについては水曜日休館とし、地域交流機能は公民館的な利用があるため、休館は年末年始以外なしにしていきたい。そして、時間も8時半からとしていただきたい。地域交流機能は年末年始のみ休館で8時半から。ホールや図書館は、休館日を合わせて同じ日にする形で良いのではないかと。(委員1)

→ 委員2・委員1は同じご意見である。(委員長)

→ 水曜日は賛成できかねる。(委員2)

→ 事務局は全館、空調にしても一体化になっているため、開館してしまうと電気も使用せざるを得ない、職員も必ずつかないといけない。人件費や光熱費のことを考えると、とてもそれは難しい問題であり、やはり適切な休館日は取っていただきたい。(委員5)

→ ありがとうございます。両方の意見が出ると言いづらいと思うが、各委員から忌憚のない意見をいただきたい。(委員長)

→ 複合施設にした以上、費用がかかるのは仕方ない。休館日は年末年始と、それからホール・地域交流については年末年始以外休暇なし。図書館は、火曜日休館としたい。それしかないと考えている。複合にしたら、経費がかかるのははじめから分かっていることではないかと。(委員8)

→ ありがとうございます。他にご意見はないか。(委員長)

→ 1階と2階があって、2階が大体交流施設が多いのではないかと。(委員2)

→ 吹き抜けになっているため、同じである。(委員8)

→ 同じであると考えます。これは最初の設計の際、皆さんからこれがいいねとして頂いた考え方は、共用スペースには常ににぎわいがあり、そこでは学生が自習をする、集まっている、少しゆったりとする時間を持つようなことをしているイメージだった。そこは安全である必要がある。以前安全について委員2からもご意見をいただいている。安全でなくてはいけないため、常に人が行き交っている場所が公共のスペースとして中心市街地にある状態をつくりたいという考え方である。そこを真つ暗な状態で運用することは、セキュリティーの問

題からしてもないと考える。(委員長)

- 委員 8 からあったように、結局文化ホールであれば休館日も設けて構わない。ただし公民館的な機能を残すという前提がある。残さないのであれば、別に公民館を建てていただければよい。人件費や維持管理費が必要であっても、複合施設とすると決めた以上はそうしてもらわなくては困る。(委員 1)
- 複合施設をつくるという、最初の問題にたちかえれば、経費のことは多分折り込み済みでやってきたと思っている。様々な複合施設がある中で、最大公約数的なものを練り上げていかななくてはならない。経費も一番重要ではあるが、それよりもっと得るものを考えてみて、最大公約数を出していきたいと感じる。(委員 3)
- 利用料金をお支払いいただく上で、市民に経費分の負担が回ってってしまう。その部分も考慮いただきたい。(委員 5)
- 文化ホールを使う立場から、委員 4 にもお伺いしたい。(委員長)
- 「特別な事由」という文言が引っかかる。個人的には休みがない方が良い。毎土曜日、日曜日舞台公演があり、水曜日、金曜日と郡中地区公民館で稽古をしている。そのため地域交流機能諸室を使うことになると、休館日は引っかかる。火曜日か水曜日の議論であれば、水曜日の方が良い。委員 2 から出ていたが、週末に使用できる日を寄せていただきたい。(委員 4)
- 公民館的機能を実際に入れるか、入れないかというのは非常に深刻な問題だと考える。できるだけ休みを減らしていかなくては、会合や行事を実施しにくくなるのではないか。現場が使いやすいよう、休館日を少なくしていただきたい。(委員 9)
- ありがとうございます。図書館を主に使ってきた各委員はいかがか。現在も図書館には週 1 日休みがあるが、何曜日が良いか、開館時間はどんな時間が良いかということについてご意見をいただきたい。(委員長)
- 全国的に稼働率 6 割という想定があると、前回挙がっていた。一市民として、何も使用されていないのに空調が効いている場合など、無駄遣いしていると感じる。そういう人が多いのではないか。これは結局税金について、ほかのところの必要な税金に対して、文化ホールが金食い虫になると思われるのは好ましくない。しっかりと稼働している状態が続くのであれば良いが、それは難しい。それを考えると週に 1 回休館にしておいた方が良いのではないかと思う。堂々巡りになってしまうが、様々な施設でここ無駄だなと思う部分があり、あるいはそのうち無駄遣いに気が付いて、2 階に上がると空調が切れていることもある。使っていないフロアは暗く、空調も効いておらず、電気を消すということになってしまうと、それも好ましくないと感じる。適切な予算ということを考える必要がある。年中無休が一番良いが、考える必要があるところだと思っている。(委員 10)
- ありがとうございます。図書館的にはどうか。(委員長)
- 図書館はハッピーマンデーのこともあり、火曜日か水曜日と思っている。松山が火曜日であれば水曜日でも良いと思うが、特段松山で今日は休館日だから伊予市に行こうという人も

そうはいないのではないか。火曜日なら火曜日で合わせても良いと感じる。一般的に火曜日が休館であるという印象があるのであれば、特別な周知も必要ない火曜日で良いのではないか。(委員10)

- 図書館に関しては、火曜日でも水曜日でもどちらでも良いと考えている。現在は月曜日なので、新しくできるときに変えることで周知しやすいと思う。また公民館については、移動している先はずっと使えるのか。そこもある状態で次にこの複合施設ができるのであれば、週1日休館日があっても、今より使いやすくなるので良いのではないかと感じる。(長島委員)
- 図書館は、行事等の振り替えで学校が月曜日休みになることも多いので、月曜日は開いてほしいと思っていた。学校側の事情とすれば、水曜日は会議を入れる学校が多く、生徒は早く帰れる。なので、水曜日は図書館が開いていたなら図書館に行くかなと、子ども目線でそう思っている。(委員11)
- 公民館機能であって公民館ではないと考えている。これから何年間かそれぞれ新しいところに活動拠点を移した利用者がそのまま新しいところに定着することもある。新しい施設では費用も必要であれば、今のところできるから複合施設にもう一度移る必要はない、と考える人たちも出てくるのではないかと。また双海・中山はそれぞれの地区の核を充実させていく方が良いのではないかと。この中央と何かでつながるよりも、中央が出ていく意味を考える方が良い。やはり休館日をきちんと1日設けて、3年間ぐらいそれでやってみる形が良いのではないかと考えた。(委員2)
- 委員2は議論の中で少し意見が変わられた。現段階では両方の意見が出ている。まず第一に、図書館に関しては週1回休むとすれば、火曜日がいいのではないかとというのが共通の理解であった。地域交流機能・文化ホールに関しては、地域交流機能とホールを分けるかどうかを別の議論として、休館日を設けるほうが良いか、設けないほうが良いかということに関しては、両方のご意見があった。皆さんのご意見をこれだけ伺った。行政の立場からは週に1回は閉めてくださいというご意見もあった。ここでいったん締めさせていただき、開館時間、受付時間に関して議論したい。(委員長)

- ・ 開館時間、受付時間についてもあまり前回と変わっていないが、9時以前、22時以降の利用は、要望があった際に対応するという。もしくは市民会議による運営。新しいところでは、図書館閉館後、全館共用スペースで自主学習ができる。これは最初からそうだったが、追記されている。また将来的には自動貸出機。これは将来の話なので、一番肝心なところは、開館時間。先ほど委員1から8時半からというご意見があった。その提案は9時からとなっている。また受付時間は9時から18時。図書館も9時から18時となっている。ほかの方からもご意見をいただきたい。(委員長)
- 図書館は前回のまとめでも、19時から20時と書いている。できればその時間にしていただきたい。また、どうして8時半にこだわるかという理由だが、調理室ではお昼に間に合うよ

うに早く料理をはじめないといけない。そしてホールについては20時。もしくは20時半。そして図書館については19時から20時にしていただきたい。(委員1)

- ありがとうございます。図書館に関しては、これも多分ある程度管理費用の問題をくんで18時という提案になっている。これは先ほど委員10からもあった通り難しい部分があり、19時20時まで開けるのであれば、必ず活発に使って頂きたい。要望が強くあるということであれば、委員会の総意として19時なり20時なりということにしたい。(委員長)
- 貸館部分とまたその共用スペースで、子どもたちが遊ぶ。休憩するスペースは別のものと考えていただきたい。貸館部分は18時で、共用部はその後引き続き利用してもらって良い。また、8時半から施設を開けるとなると、それまでに準備ということになる。結果として8時に設備・冷房を入れておかないといけないことになる。いろんな経費の面からもご検討いただきたい。(委員5)
- 委員5からご意見があったのは、図書館の貸し出しに関しては18時までであって、いわゆるサードプレイスの場所としては22時まで確保されますよという内容である。前回の委員会でご意見が出たのは、仕事が終わってから本を貸し出してもらいたいという利用者がたくさんいるというご意見だった。そのため19時ないし20時までには開けてほしいという内容だった。(委員長)
- 仰る通り、貸し出し時間を延長いただきたいというのは、その時間しか使えない人がいるのではないかということ。曜日を限定するなど対応できないか。以前開けたときには利用者がいなかったというお話もあったが、周知を含めて徹底すればニーズに対応できるのではないか。(委員7)
- 土曜日に夜の動物園が行われている。月1回など夜を開けて、夜も使えるのだということやその楽しさを知ってもらいたい。また仕事をしている方が18時に図書館に行くのは無理である。週1回は難しくとも、月1回は開けてみたい。お茶を飲めたり、大人の読み聞かせを行ったり、その周知をしていけば反響があるかもしれないと思う。(長島委員)
- 条例で決めてしまうので、3年ぐらいはそう簡単に変更できない。お話し条例というのが残念ながらも。ただしほかの事例では、美術館も金曜日は8時までというところもある。最初から条例で曜日限定での開館延長を定めることもできる。皆さんにご意見をいただきたい。(委員長)
- それを企画したらあとはどれくらい人を呼べるか、開けるから周知しよう、という市民の活動に前向きに繋がっていくのではないか。消極的に誰も来ないから開けない、ではなく、もっと使う、もっと頑張ろうという方に持っていくべきではないか。(委員3)
- ありがとうございます。毎日8時まで開ける必要性についてはどうか。(委員長)
- それは難しいのではないか。(委員3)
- 全体として曜日を決めてその日は少し遅くまで開けるという方向か。(委員長)
- それであれば周知していけばその日を目指して、という利用者もいると考える。(委員3)
- この施設は文化ホール、地域交流、図書館の三つの複合施設で、その施設ごとに利用する時

間帯も休みの日も稼働率もおのずから違うと思う。3つの施設をつくって、どれかの要件にそれを決めてしまったら使えないという部分もある。8時半というのもそういう意味であって、文化ホールも図書館も8時半から開ける必要はない。やってみて、それでどうしてもうまくいかない場合は、また再度考えれば良い。はじめから規制を強化をするような話はやめていただきたい。(委員1)

- ありがとうございます。今出ているご意見は、毎日19時20時まで開けるかどうかは別として、少なくとも夜の図書館を開けるチャレンジをしてはどうですかということであろうかと思う。(委員長)
- そういうことを条例にするということか。(委員3)
- そういうことである。例えば土曜日から木曜日までは仮に18時、金曜日のみ20時と書けば良い。ないしは全体開館は9時からだが、調理室に関しては8時半と書けば、それもクリアできる。(委員長)
- 調理室限定ではなく、申出があれば8時半からとした方が良い。(委員8)
- 条例が大事なものは、それは直営になるからなのか。(長島委員)
- そうではなく、指定管理の場合でも同じである。指定管理に出す場合は、逆に指定管理者がきちんと運営をするように条例で決めておいて、これを守るようにと指定管理者に出すことになる。(委員長)
- 1回決めてしまったら動かさないのであれば、経済的なこと、夜も使いたい、8時半から使いたいという要望もふまえて慎重にする必要がある。あまり幅広くすると経済的な問題がある。ただし利用度が高いのであれば、8時半からの開館や夜の開館も項目を付け加えていくようにしたい。(委員6)
- ありがとうございます。これも難しい問題だが、委員8からご意見があったように、委員1からお話があった調理室を中心に、8時半からの希望がある場合には8時半から開けますが、原則、全体は9時からですという形にすることは考えられる。それから図書館に関して、夜のチャレンジもしたほうが良いということになれば、それこそ委員1から出たように、たとえ条例であっても改正をすれば良いので、3年なり5年なりは、例えば金曜の20時までには開けるというチャレンジをする、普段は例えば18時までとする。会社帰りでイベントに出たい、図書館のイベントに出たい、本を貸し借りしたい、ゆっくりしたいという人は金曜日に来るということにする。美術館と同じように金曜だけは20時まで開館というようなことを、伊予市の施設ではチャレンジするというのは十分可能だと考える。委員6からあったように費用の問題があるが、基本計画段階で24時間自主管理が理想だという話でスタートし、現在の形になっている。金沢市民芸術村や富山では24時間自主管理を市の文化協会がしているという話もしていた。委員2は経緯もご存知である。当委員会としては委員1のご意見などもきちんと盛り込んで要望していく。(委員長)
- 休館日を年末年始、時間も8時半からということにしてみても、そしてそれで問題点やロスがあるということであれば、条例改正はできる。これは無駄だということがあれば、変更すれ

ばいいことである。3年間やってみてロスがあったら、それで稼働率も含めて、休館日をもっと増やすなど対応を考えられる。3年間はこのままで通していただきたい。(委員1)

→ ありがとうございます。これも当委員会ではっきり申し上げたが、直営で最初スタートして、いずれ指定管理にはしたいという考えが市側にあることも承っている。その段階でいろいろな使用規定等々を、条例で定めるものを見直すという形で進めさせていただいてよろしいかと問いかけた際にそれはとてもいいとご意見をいただいた。そうは言いながら、最初からお金が無尽蔵にあるわけでもないのに、今のご意見をきちんとお伝えする、図書館の部分の夜の運営の問題、朝の8時半からの問題、休館日の話は一度収めたが、そのことに関してお伝えをして、検討をしてもらうということによろしいか。委員11は、夜、図書館を開けることに関しては、何かご意見は。(委員長)

→ 面白いと感じている。金曜日だけでもお泊り、など試しにできるのであればやってみたい。(委員11)

→ ありがとうございます。残り時間も少なくなってきたため、大体休館日と開館時間、受付時間に関してはよろしいか。(委員長)

・ 続いて申し込み時期については、前のご意見をかなり取り入れたご提案になっている。ホールは1年前から。ホール以外は3カ月前から3日前までの受付。これは大体共通したご意見をそのまま取り入れた案になっている。それからこれは将来の話で条例には乗らないが、予約システムの導入を将来的に考えてはどうかというご提案であり。松山市ではつばきネットという形で、市内の全施設が登録さえすれば予約できるようになっている。四つ目は、市民の利用を優先とする。市外利用者は受付開始日の15日から半月遅らせるという案である。提案として、すぐ条例化するものは、一つ目、二つ目、四つ目となっている。何かご意見はあるか。(委員長)

→ 2つ目の項目が問題ではないか。前回を使いたい場合に1年前にホールの予約ができたとして、3か月前に他の施設を予約しようとしたら外れてしまった、結果その事業ができなくなることも考えられるのではないか。(委託業者)

→ ホール利用者についてのご意見である。公民館利用者からは、全館を1年前から押さえられたら困るというご意見が前回出ていた。例えば全国的なフェスティバルをやりたい、リハーサル室もすべて使いたい、そういう場合に1年前から押さえることをどう考えるかということになる。(委員長)

→ ホールだけ取れても、リハーサル室や楽屋が取れなければ意味がない。(委員2)

→ ホールという部分をどこまでにするか、ということになってくる。楽屋やリハーサル室まではとれる、ということも考えたい。(委員長)

→ 2階の部屋も必要だと考えている。(委員2)

→ 前回出たお話では、そこを1年前からおさえられると、公民館利用者が困るという内容だった。(委員長)

- それではホール利用者が困る。付帯施設を一緒におさえることができこそ、はじめて催しができる。(委員2)
- 催物によって調理室などでも、調理はしないが控室として使うことも考えられる。そこしか使えない、足りない、ということになれば利用したい。(委員4)
- ステージからの距離感で、調理はしなくとも鏡を置いて、ごぎを敷いて、という使い方をすることはある。(委員2)
- それは承知の上で、前は3か月前ではないと公民館としての利用が決まらないのでこうしてください、というご要望があり、それに対して反対意見がなかったためこのご提案になっている。(委員長)
- ホールを使う場合には、ホールはメインで、他の部屋も含めて申込み可としなければ借り手が見つからない。(委員3)
- 他は大体そうになっている。(委員2)
- それは承知しており、公民館の利用者の方が納得していただければよい。(委員長)
- ホールを利用する場合には同時に他の部屋も借りられるようにして、3か月前までに確定させれば良いのではないか。使う・使わないに関わらず、3か月前には料金が発生するというルール付けをする。そうすれば、3か月前になったときに一般の方が借りることができる。(委員10)
- 委員1はいかがか。(委員長)
- それでは困る。(委員1)
- その意見は前回私が出している。例えば公民館活動で、絵手紙などは水曜日2週に1回実施している。その際、組んでいる日程に予約が入ったら実施できない。(委員8)
- 1年間の講座があるから、できない。(委員長)
- それがあるため、公民館活動を兼ねるのであれば駄目だという意見を出した。予約が入ってしまったら、定期的に使う人はどこへ行けば良いのか。(委員8)
- その使い方は、定期利用者が優先になるため、良くないのではないか。(委員3)
- 優先したらいけないというが、代替の場所をどうするのか。新しい複合施設が建っても、現在の公民館はそのまま使えるのか。(委員8)
- 使いたい人は使えるようになっている。(委員2)
- この部分こそステークホルダー、利害関係者が調整をしていただかないといけないことになってくる。例えば1階に関しては全館押さえることができるが、2階の地域交流機能に関しては3か月前にあらためて申し込んでくださいというやり方もある。委員10からご意見あったように、全館を使うことはめったにないのだから、3か月前の段階で料金が発生するようにしておいて、どの部屋を使うか、3か月前の2日ぐらい前にお伺いするか。(委員長)
- 3か月前からキャンセル料が出るというのも、なかなか怖くてとれない。(委員10)
- 事務局からですが、今、公民館が6館市内にある。一番問題になっているのが、中央公民館

がなくなり、ふるさと創生館が郡中地区公民館になっている。確かに現状、基本的にどの公民館も大体この曜日、この週のこの曜日はここが使うということが確かに決まっている。ただ、この施設がどういう施設になってほしいかという投げかけをした際、交流施設になってほしい。今までに来てなかった方も来てほしいというのがご意見としてあった。また既存の公民館では基本的にそれぞれの団体ごとの話し合いで大体住み分けができていて、ただし公民館の事業など大きな事業が入ってきた場合には、1カ月前に申請するときすでに埋まっていることもある。そこでの説明をした限りでは、公民館が主とする活動や、伊予市が主とする活動であれば仕方ないというようなことをご意見としていただいている。それを含めると、その活動も市が全体で押さえられる活動もあれば、市外からぜひここでしたいという方もあり、市内でも盛り上げていきたいという方もいるかもしれない。その辺りを含めてご検討いただきたい。(事務局)

- ありがとうございます。つまり市民の間で十分に議論いただきたいという内容である。(委員長)
- 自主防災の会と敬老会、運動会、敬老の家、それから広報広聴活動など、市から依頼した業務がある。いわゆる公民館が主体とした行事と市から依頼を受けた行事は全く意味が違う。そういう場合に、自主防災の会を開こうとする場合など、1週間か10日ぐらい前に開きたいと思っても使えないということも考えられる。今の公民館でという話もあるが、もともとふるさと創生館という施設であって、その目的で建った施設である。また人も入れない。今度、運動会をするが、110人が入れない。要は、ホールを使えるということになっている前提で妥協してきた。そういう事業について、地域から受けた業務ができるようにしていただきたい。(委員1)
- 年間で使う公民館の、100人も200人も集まるような事業は大体年間の計画として出ているのではないか。(委員2)
- 公民館の事業とは別に、市から要望を受けた業務を実施したいという意見である。(委員1)
- その事業は優先で予約できるのではないか。(委員2)
- 優先でも、事前にホール事業者で予約されていたら入れることができないのではないか。そういうことがあるのではないかとということで、前回意見を出している。(委員8)
- つまりこの施設全館の使用を1年前にさせるか、させないかということになる。市民団体は、例えばホール1年前から、地域交流機能は3か月前からでも調整できそうだが、市外からの利用団体は困るのではないか。(委員4)
- 伊予支部が全権的なことを受ける場合もある。例えば詩吟であれば、詩吟の愛媛大会を市で行う場合、300人入るホールを使うこともある。ホールを使う際に、どれだけの付帯施設をおさえられるかということが前提になる(委員2)
- それは地域交流機能の諸室ではなく、控室などという認識か。(委員3)
- 催事の規模により、楽屋以外にも着替えの部屋が必要になることもある。(委員2)
- そこで2階部分の諸室を使用する可能性もあるということか。(委員長)

- そういうことになる。50人がステージに立つような内容であれば、リハーサル室・控室以外を使うことも考えられる。(委員2)
- その際に地域交流機能諸室を使うということになる、ということか。(委員3)
- 比較的大きい多目的スペースを地域交流機能のために残しておく形ではどうか。(委員7)
- 多目的スペースではまたスポーツ活動をする団体がある。(委員2)
- 仮にだが、文化ホール・多目的ホールと楽屋部分、つまり1階を1年前から、2階の諸室を3か月前からの予約とすることは可能である。2階部分については3か月前に双方で議論していただき、調整する方法が考えられる。(委員長)
- 空いていれば借りられる、使っていれば調整、ということになる。(委員4)
- 文化的な催し物にしても、全体会をホールで実施し、分科会を各部屋ですることもある。そういうことをホールではできないことになると、伊予市から発展した外向きのことが限られてしまうと感じる。(委員2)
- ホール自体の機能もスムーズにいかなくなる。そういうことをきちんと決めておかなければ、市外から借りたいという人が手順・調整をクリアしなくてはならないということになれば、敬遠してしまうのではないか。それが既存のような、建物だけ残って利用が少ない状況に繋がってしまうのではないか。しっかりと考えておきたい。(委員3)
- これはとても大切なことである。松山市民会館も楽屋が狭いが、工事の際に費用の関係があり、当初計画から縮小したと聞いている。どの施設でも同じように問題があり、調整をしてきている。先程からご意見をいただいているが、1階部分プラス多目的室に関しては1年前、2階の諸室は3か月前にするなど、最終的には調整をかけ、その利用者同士で調整をしていただかないと、果てしなくこの話は続く。話し合いの場を設けるようにしておいて、制度自体はシンプルにしておかないと、先ほど委員3からご意見が出たとおり、ややこしくてかわわないという話になる(委員長)
- 委託業者より再度設計図面についてご説明。(委託業者)
- ありがとうございます。少なくとも2階の部分に関しては、地域交流機能が中心になっているということをおさらいしていただいた。文化ホールに関して整理をすると、楽屋2つ、スタジオ2つ、リハーサルルームは1年前から押さえることができる。ホールに付随しているものとする。2階の和室をどうするかという部分に関しては細かい検討をする必要がある。そのような仕分けは可能になっている。あらためて、委員2・委員4にお聞きしたいのは、それでは極端に何か足りませんか、ということである。(委員長)
- 自分のこと以外で検討するのは難しい。催事によって規模が違う。(委員2)
- 規模によって変わる。自分がコンサートをするという場合には、今の2階部分だけで実施することもできる。例えば演劇や演芸現代舞踊協会などではかなり人数が多くなる。その人数では借りづらくなるかもしれない。(委員4)
- 事前に施設情報が出た時点で、規模が合わなければ使用しないのではないか。(委員2)
- 一方で稼働率を上げることも考えていかなければいけない。(委員長)

- 逆に大きな大会を実施しなくとも、小さな催事では扱いやすくなるとも考えられる。(委員 2)
- イベントを実施している団体の方が慣れており、大体このキャパシティでこれくらいのことができる、という判断ができるのではないか。市民会館でも今後歌舞伎を行うが、会館内で実施できている。まずは下見に来るのであれば、どうにかできるのではないかと思う。(委員 3)
- 多目的ホールはどのような仕様になるのか。(委員 1)
- 多目的ホールはまだ決定していない。(委員長)
- スポーツであればレクバレーなど様々な団体がある。1年前にすべておさえた、となると、困る場合もある。そういう団体にも話を聞く必要がある。(委員 1)
- 当委員会でもレクバレーに関しては随分議論があった。1年前から全部押さえるのはいかなものかという話もあったため、十分に利用団体と協議をして、例えば3カ月前になった場合には3カ月ごとに取り直すというやり方を依頼しなくてはならない。当委員会でやり方を一度に決めてよりよい運営ができるわけではないため、現在の利用者と将来の利用者を想定して、調整をしなくてはならない。(委員長)

(3) 使用時間区分に係る検討

- ・ 資料の説明(委託業者川本)
- ・ ありがとうございます。開館を9時にするか、8時半にするかはまだ議論をするということになっている。今回の要点は、この3区分制をそのまま練習利用にも適用するか、もしくは練習利用に関しては、時間区分どおりの貸し出しにするのか、という部分である。(委員長)
- 時間単位にしていただけると、ありがたい。1時間単位にしても、2時間借りるなどの対応ができるということであればそれが良い。(委員 2)
- 調整に関しては催事によるため、調整時間は都度設けるとのご意見である。(委員長)
- 16時から18時までの貸出はできないのか。(委員 2)
- 対応可能である。(委託業者)
- 本番利用に関しては動かさず、予習時間に関してはまたがる時間帯も許可するという対応である。(委員長)
- 本番使用の場合は利用者が慣れているので問題ない。ただし練習は仕事が終わってから、何かが片付いてから、ということで夕方使えるのはありがたい。16時から18時など、時間単位で借りられるとありがたい。またピアノの練習などもステージを1時間だけ貸してください、という本番前の借り方ができたらありがたいと感じる。(委員 2)
- 主としてホールを使う委員 4はどのようにお考えか。(委員長)
- 時間単位が良い。(委員 4)
- ホールについては時間単位も料金が安い。ホールだけは時間単位で、それ以外の地域交

流機能は既存の通りとしたい。ホールは時間単位で、練習もこの利用区分の中で良い。料金は区分の中で割り算をして決めるのが良い。(委員1)

- 厳密に市のほうで利用料金を決められる。時間貸しに関してはケース・バイ・ケースで考え、ピアノの出し入れがある、すぐ次が変わるという場合もある。貸館時に貸館利用者と十分に調整をして実施していく。(委員長)
- リハーサル室も時間単位で貸出としていただきたい。(委員2)
- リハーサル室に関しては時間単位での貸出と区分での貸出でどれくらい差が出るのかを調整する必要がある。一旦ご提案は舞台上を使用するという練習の場合である。全体のご意見として、時間単位の貸出をしていただきたいというご要望になった。(委員長)

(4)その他

- ・ 次回の検討委員会は9月26日の週を予定している。詳細決定次第、追ってお伝えする。(事務局)
- ・ 部会についてはスケジュール変更になったといえども、29年度プレ事業を進めていきたい。周知のため、また仲間づくりのためということで進めていければと考えている。8月30日に文化ホール地域交流部会が実施される。予算についても、29年度の事業計画を立てる上で10月、11月で当初予算の検討がはじまる。それに向けてご検討をいただきたい。(事務局)
- ・ 総合部会で検討いただいていた愛称募集について、理事者に確認したところ、ご検討いただけるのはありがたいことだが、もう少しイメージが沸きやすいような情報が集まってから発信・実施をするようにしたいと指示があった。ご理解いただきたい。(事務局)
- 愛称募集に関しては、工事業者が決まってからが良いと感じる。7か月延びたというところを含めて、部会でご検討頂きたい。(委員長)
- ・ 一番肝心の料金のこと、また免除規定についてはいつ検討委員会で協議されるのか。(委員1)
- 次回、使用時間区分についての振り返りも行っていただく。また使用料金、減免規定については、細かな料金というのではなく、方針について検討していくようになる。順次、今年度中には検討をしていくが、次回もしくは2回後の検討とさせていただく予定である。(事務局)
- 次回であれば9月下旬、その次であれば10月ということになる。(委員長)

3. 閉会

- ・ 閉会の言葉 (事務局)

以 上